

令和元年12月10日

令和元年第3回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会資料

(令和元年12月5日付託分)

県土整備局

目 次

1	令和元年度11月補正予算（2）の概要【県土整備局関係】	1
2	令和元年度11月補正予算（2）公共事業等の内容【県土整備局関係】	2
3	令和元年度一般会計11月補正予算（2）債務負担行為について【県土整備局関係】	3
4	令和元年度県営住宅管理事業会計11月補正予算（2）の内容【県土整備局関係】	6
5	令和元年度一般会計11月補正予算（2）繰越明許費について【県土整備局関係】	8
6	事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要【県土整備局関係】	9
7	神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例の概要	10
8	神奈川県県営住宅条例の一部を改正する条例の概要	11
9	神奈川県建築士法関係手数料条例の一部を改正する条例の概要	12
10	二級河川境川河川改修（護岸工）工事（その2）請負契約の内容	13
11	県営横山団地公営住宅新築工事（5期－建築－第2工区）請負契約の内容	14
12	県営横山団地公営住宅新築工事（5期－建築－第3工区）請負契約の内容	15
13	神奈川県道路公社の有料道路整備事業計画変更に対する同意の概要	16
14	神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の概要【県土整備局関係】	17

1 令和元年度11月補正予算（2）の概要 【県土整備局関係】

総括表

(単位 千円、%)

内 訳 科目	令和元年度			平成30年度	11月現計比		
	10月現計 予算額 A	11月補正予算額		11月現計 予算額 E	差 額 D-E	前年 度比 D/E	
		(その1) B	(その2) C				11月現計 予算額 D=A+B+C
土 木 費	115,030,436	491,400	252,000	115,773,836	98,182,216	17,591,620	117.9
土木管理費	13,067,977	—	—	13,067,977	10,840,223	2,227,754	120.6
道路橋りょう費	44,209,577	—	180,000	44,389,577	37,942,373	6,447,204	117.0
河川海岸費	21,542,194	—	72,000	21,614,194	15,509,007	6,105,187	139.4
砂防費	7,774,167	—	—	7,774,167	7,433,635	340,532	104.6
港湾費	1,722,276	—	—	1,722,276	1,836,113	△113,837	93.8
都市行政費	5,168,526	—	—	5,168,526	5,259,971	△91,445	98.3
都市計画費	7,990,422	—	—	7,990,422	7,225,846	764,576	110.6
下水道費	3,644,424	—	—	3,644,424	3,865,234	△220,810	94.3
住宅費	9,910,873	491,400	—	10,402,273	8,269,814	2,132,459	125.8
災害復旧費	276,313	—	8,569,614	8,845,927	276,313	8,569,614	3,201.4
公共土木施設 災害復旧費	276,313	—	8,569,614	8,845,927	276,313	8,569,614	3,201.4
一般会計計	115,306,749	491,400	8,821,614	124,619,763	98,458,529	26,161,234	126.6
流域下水道 事業会計	21,894,393	—	—	21,894,393	21,089,504	804,889	103.8
県営住宅管理 事業会計	16,050,590	—	206,000	16,256,590	15,897,988	358,602	102.3
特別会計計	37,944,983	—	206,000	38,150,983	36,987,492	1,163,491	103.1
県土整備局合計	153,251,732	491,400	9,027,614	162,770,746	135,446,021	27,324,725	120.2

2 令和元年度11月補正予算（2）公共事業等の内容【県土整備局関係】

(単位 千円、%)

区 分	令 和 元 年 度			平成30年度	元年度/30年度
	10月現計 予算額 A	11月補正 予算額 B	11月現計 予算額 A+B=C	11月現計 予算額 D	11月現計 予算額比 C/D
道路橋りょう	26,534,502	180,000	26,714,502	25,130,607	106.3
同国直轄事業 負担金	12,329,497	—	12,329,497	9,070,167	135.9
河川海岸	17,955,222	72,000	18,027,222	11,885,413	151.7
同国直轄事業 負担金	1,337,590	—	1,337,590	1,329,307	100.6
砂防	7,721,917	—	7,721,917	7,389,319	104.5
港湾	1,500,334	—	1,500,334	1,636,018	91.7
都市公園	1,574,304	—	1,574,304	1,418,723	111.0
市街地再開発等	4,494,322	—	4,494,322	3,961,758	113.4
鉄道	4,360,323	—	4,360,323	4,329,565	100.7
公営住宅	5,043,186	—	5,043,186	3,447,850	146.3
災害復旧	276,313	8,569,614	8,845,927	276,313	3,201.4
一般会計計	83,127,510	8,821,614	91,949,124	69,875,040	131.6
流域下水道 事業会計	5,233,454	—	5,233,454	5,027,591	104.1
県土整備局合計	88,360,964	8,821,614	97,182,578	74,902,631	129.7

○ 災害復旧

台風19号等により被災した県管理の公共土木施設の復旧工事の実施
【予算に関する説明書（その4） 12・14～15頁】

道路被害	国道138号で土砂流出など14路線	39箇所
河川被害	一級河川相模川で中州護岸破損など17河川	93箇所
海岸被害	茅ヶ崎海岸で砂浜の侵食など10海岸	19箇所
砂防被害	砂防指定地早川で護岸破損など38溪流	43箇所
港湾被害	湘南港で転落防止柵破損など4港湾	4箇所
公園被害	相模三川公園でグラウンド施設の破損	1箇所
	計	199箇所

3 令和元年度一般会計11月補正予算（2）債務負担行為について【県土整備局関係】

（ゼロ県債の設定）

建築事業等の年間事業量のより一層の平準化に向けて、令和2年度当初予算案への計上を予定している建設事業等の一部を前倒しして年度内に発注するため、債務負担行為を設定する。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（追加）

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
	千円			千円			千円
道路補修費	1,429,900	前年度末までの支出（見込）額		—	特定財源	国庫支出金	—
						県 債	1,286,000
		当該年度以降の支出予定額	令和元年度～令和2年度	1,429,900		そ の 他	—
						一般財源	143,900
交通安全施設等整備費	269,000	前年度末までの支出（見込）額		—	特定財源	国庫支出金	—
						県 債	242,000
		当該年度以降の支出予定額	令和元年度～令和2年度	269,000		そ の 他	—
						一般財源	27,000
街路樹維持事業費	6,000	前年度末までの支出（見込）額		—	特定財源	国庫支出金	—
						県 債	5,000
		当該年度以降の支出予定額	令和元年度～令和2年度	6,000		そ の 他	—
						一般財源	1,000
道路改良費	245,000	前年度末までの支出（見込）額		—	特定財源	国庫支出金	21,000
						県 債	200,000
		当該年度以降の支出予定額	令和元年度～令和2年度	245,000		そ の 他	—
						一般財源	24,000
街路整備費	110,000	前年度末までの支出（見込）額		—	特定財源	国庫支出金	—
						県 債	99,000
		当該年度以降の支出予定額	令和元年度～令和2年度	110,000		そ の 他	—
						一般財源	11,000
河川修繕費	203,000	前年度末までの支出（見込）額		—	特定財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当該年度以降の支出予定額	令和元年度～令和2年度	203,000		そ の 他	—
						一般財源	203,000

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
水防情報基盤緊急整備事業費	50,000	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度 以降の支出 予定額	令和元年度 ～ 令和2年度	50,000		そ の 他	-
						一般財源	50,000
河川改修事業費	73,000	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	65,000
		当該年度 以降の支出 予定額	令和元年度 ～ 令和2年度	73,000		そ の 他	-
						一般財源	8,000
海岸補修費	24,000	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度 以降の支出 予定額	令和元年度 ～ 令和2年度	24,000		そ の 他	-
						一般財源	24,000
海岸高潮対策費	106,000	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度 以降の支出 予定額	令和元年度 ～ 令和2年度	106,000		そ の 他	-
						一般財源	106,000
砂防林事業費	20,000	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度 以降の支出 予定額	令和元年度 ～ 令和2年度	20,000		そ の 他	-
						一般財源	20,000
砂防施設改良費	2,500	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度 以降の支出 予定額	令和元年度 ～ 令和2年度	2,500		そ の 他	-
						一般財源	2,500
急傾斜地施設改良費	40,000	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	31,000
		当該年度 以降の支出 予定額	令和元年度 ～ 令和2年度	40,000		そ の 他	8,000
						一般財源	1,000

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
防災砂防事業費	千円 26,000	前年度未 までの支出 (見込)額		千円 —	特定 財源	国庫支出金	千円 —
						県 債	23,000
		当該年度 以降の支出 予定額	令和元年度 ～ 令和2年度	26,000		そ の 他	—
						一般財源	3,000
地すべり対策事業 費	12,000	前年度未 までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	6,000
						県 債	5,000
		当該年度 以降の支出 予定額	令和元年度 ～ 令和2年度	12,000		そ の 他	—
						一般財源	1,000
急傾斜地崩壊対策 事業費	131,000	前年度未 までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	33,600
						県 債	68,000
		当該年度 以降の支出 予定額	令和元年度 ～ 令和2年度	131,000		そ の 他	26,200
						一般財源	3,200
港湾補修費	10,000	前年度未 までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和元年度 ～ 令和2年度	10,000		そ の 他	—
						一般財源	10,000
公園整備費	88,000	前年度未 までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	66,000
		当該年度 以降の支出 予定額	令和元年度 ～ 令和2年度	88,000		そ の 他	—
						一般財源	22,000

【予算に関する説明書（その4） 25～27頁】

4 令和元年度県営住宅管理事業会計11月補正予算（2）の内容【県土整備局関係】

(1) 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 県営住宅管理事業収入	16,050,590	206,000	16,256,590

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			繰越金
				国庫支出金	県債	その他	
1 県営住宅管理事業費	16,050,590	206,000	16,256,590	—	206,000	—	—

(2) 歳入の内訳

(単位 千円)

目名	補正前の額	補正額	計	説明
県債	—	206,000	206,000	

(3) 歳出の内訳

(単位 千円)

目名	補正前の額	補正額	計	説明
住宅団地維持整備費	3,849,316	206,000	4,055,316	公営住宅等維持修繕費

【予算に関する説明書（その4） 28頁】

(4) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額	
			当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額		
	千円	千円	千円	千円	千円	
県営住宅管理事業会計	[69,256,802] 78,330,387	(191,000) [62,699,046] 72,341,566	補正前の額	-	[8,208,074] 8,140,024	[54,887,972] 64,598,542
			補正額	206,000	-	
			計	206,000	[8,208,074] 8,140,024	
1 普通債	[69,256,802] 78,330,387	(191,000) [62,699,046] 72,341,566	補正前の額	-	[8,208,074] 8,140,024	[54,681,972] 64,392,542
			補正額	-	-	
			計	-	[8,208,074] 8,140,024	
(1) 土木	[69,256,802] 78,330,387	(191,000) [62,699,046] 72,341,566	補正前の額	-	[8,208,074] 8,140,024	[54,681,972] 64,392,542
			補正額	-	-	
			計	-	[8,208,074] 8,140,024	
2 災害復旧債	-	-	補正前の額	-	-	206,000
			補正額	206,000	-	
			計	206,000	-	
(1) 土木	-	-	補正前の額	-	-	206,000
			補正額	206,000	-	
			計	206,000	-	

備考 1 ()内の金額は外書きで、次年度への繰越額を示す。
2 []は満期一括償還に係る積立額を元金償還見込額に含めた額を示す。

【議案（予算 その4） 4～5頁 定県第110号議案】

5 令和元年度一般会計11月補正予算（2）繰越明許費について【県土整備局関係】

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
9 土木費			1,186,920
	2 道路橋りょう費		561,700
		電線地中化促進事業費	110,000
		道路改良費	390,050
		街路整備費	61,650
	3 河川海岸費		482,960
		河川改修事業費	323,600
		河川再生事業費	159,360
	5 港湾費		51,000
		港湾修築費	20,000
		港湾改修費	31,000
	9 住宅費		91,260
		公営住宅建替推進事業費	91,260
12 災害復旧費			7,959,854
	2 公共土木施設 災害復旧費		7,959,854
		令和元年度災害復旧費	1,385,000
		令和元年災害復旧費	6,574,854
県土整備局計			9,146,774

6 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要【県土整備局関係】

(1) 改正の趣旨

市町村における持続可能な行政サービスの提供に向け、市町村単位では処理件数が少ない事務権限等の県への引上げなどに関し、地方自治法第252条の17の2の規定に基づく市町村との協議の結果等により、市町村が処理する事務の範囲及び移譲先市町村の変更に係る所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 事務権限の引上げ等に伴う改正 [1項目]

土地区画整理法に基づく土地区画整理事業施行地区内の建築行為等の許可等の事務について、県への権限の引上げを希望した市町村を移譲先市町村から削除するもの

イ 事務権限の移譲に伴う改正 [1項目]

宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域及び造成宅地防災区域の指定等の事務を、藤沢市及び秦野市へ移譲するもの

(3) 施行期日

令和2年4月1日

7 神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

辻堂海浜公園の多目的グラウンドを人工芝とすることに伴い、利用料金の改定を行うなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

多目的グラウンドについて、全面と半面の区分を設けた上で、利用料金の額を改定する。（別表第5関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和2年4月1日。ただし、(3)イについては公布の日。

イ 経過措置

神奈川県都市公園条例第31条の規定により指定管理者の指定を受けた者は、この条例の施行の日前においても、同日以後の公園施設の利用に係る利用料金について、この条例による改正後の神奈川県都市公園条例別表第5の規定の例により、同条例第35条第2項の規定に基づく知事の承認を得ることができる。

8 神奈川県県営住宅条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

民法の一部改正により個人根保証契約において極度額の設定が必要になったことや、身寄りのない単身高齢者の増加等により、保証人の確保が困難となることが懸念されることから、県営住宅への入居の際に必要なとしていた保証人に関する規定を削除するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

県営住宅への入居の際に必要なとしていた保証人に関する規定を削除する。（第13条、第14条及び第16条関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和2年4月1日

イ 経過措置

(ア) 県営住宅の入居者の連帯保証人に次のaからdのいずれかに該当する事由が生じた場合には、当該連帯保証債務は、免除する。

a 死亡

b 所在が不明になったとき。

c 後見開始の審判、保佐開始の審判若しくは保証をすることにつき補助人の同意を得ることを要する旨の審判を受けたとき又は破産手続開始の決定を受けたとき。

d 失業その他保証能力を著しく減少させ、又は喪失させる事情が生じたとき。

(イ) 県営住宅の入居者の連帯保証人に係るこの条例による改正前の神奈川県県営住宅条例（以下「旧条例」という。）第14条第3項の規定は、なおその効力を有する。

(ウ) 県営住宅の入居者の連帯保証人に係る旧条例第14条第4項の規定による届出については、なお従前の例による。

9 神奈川県建築士法関係手数料条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

建築士法の一部改正等に伴い、二級建築士又は木造建築士の免許手数料等の額を改定するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

二級建築士又は木造建築士の免許手数料及び二級建築士試験又は木造建築士試験の受験手数料の額を改定する。（別表関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和2年3月1日

イ 経過措置

(ア) この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

(イ) 建築士法第4条第3項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者であって、この条例の施行の日前に知事の行う二級建築士試験に合格したもの（沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第100条の規定により二級建築士の免許を受けることができる者を含む。）又は木造建築士試験に合格したものに対するこの条例による改正後の別表1の項の規定の適用については、同項中「2万4,400円」とあるのは「1万9,300円」とする。

【議案（条例その他 その5）33頁 定県第137号議案】

10 二級河川境川河川改修（護岸工）工事（その2）請負契約の内容

- | | |
|---------------|--|
| (1) 工 事 名 称 | 二級河川境川河川改修（護岸工）工事（その2） |
| (2) 工 事 場 所 | 横浜市瀬谷区橋戸三丁目・大和市深見地先 |
| (3) 請負契約者名 | 村本・浅井・湘南特定建設工事共同企業体
代表者 村本建設株式会社横浜支店
支店長 藤 本 佳 史 |
| (4) 請負契約金額 | 10億2,523万6,080円 |
| (5) 工事着手年月日 | 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条
の規定による議会の議決があった日から7日以内 |
| (6) 工事完成予定年月日 | 令和4年2月28日 |

【議案（条例その他 その5）34頁 定県第138号議案】

11 県営横山団地公営住宅新築工事（5期－建築－第2工区）請負契約の内容

- | | |
|---------------|--|
| (1) 工 事 名 称 | 県営横山団地公営住宅新築工事（5期－建築－第2工区） |
| (2) 工 事 場 所 | 相模原市中央区横山4丁目2－1外 |
| (3) 請負契約者名 | 三木・三共特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社三木組
代表取締役 三 木 康 郎 |
| (4) 請負契約金額 | 7億6,016万7,771円 |
| (5) 工事着手年月日 | 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定による議会の議決があった日から7日以内 |
| (6) 工事完成予定年月日 | 令和3年6月30日 |

【議案（条例その他 その5）35頁 定県第139号議案】

12 県営横山団地公営住宅新築工事（5期－建築－第3工区）請負契約の内容

- | | |
|---------------|---|
| (1) 工 事 名 称 | 県営横山団地公営住宅新築工事（5期－建築－第3工区） |
| (2) 工 事 場 所 | 相模原市中央区横山4丁目2－1外 |
| (3) 請負契約者名 | 日成工事・大場建設特定建設工事共同企業体
代表者 日成工事株式会社
代表取締役 森 野 英 俊 |
| (4) 請負契約金額 | 7億4,317万2,672円 |
| (5) 工事着手年月日 | 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定による議会の議決があった日から7日以内 |
| (6) 工事完成予定年月日 | 令和3年6月30日 |

13 神奈川県道路公社の有料道路整備事業計画変更に対する同意の概要

(1) 同意の趣旨

神奈川県道路公社の有料道路整備事業「三浦縦貫道路」計画の変更について、道路整備特別措置法第16条第2項の規定に基づき議会の議決を経て、同条第1項の規定に基づき同意するものである。

(2) 変更の内容

神奈川県道路公社が管理する三浦縦貫道路に県が整備を進める県道横須賀三崎を接続するにあたり、有料道路整備事業「三浦縦貫道路」計画の「他の道路との交差又は接続の位置及び交差又は接続の方法」を変更するものである。

14 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の概要【県土整備局関係】

(1) 改正の趣旨

「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令」等が令和元年11月16日に施行され、新たな評価方法※が規定されたことに伴い、神奈川県手数料条例の一部を改正するものである。

〔※新たな評価方法：現行では共同住宅の場合、住戸部分と共用部分を一体で評価しているが、新たに住戸部分のみで評価する方法が追加された。〕

(2) 改正の内容

既に定められている以下の認定の住宅部分に係る申請手数料について、住戸部分のみを評価する場合の申請手数料を徴収するための改正を行う。

- ・ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定
- ・ 建築物エネルギー消費性能基準適合認定
- ・ 低炭素建築物新築等計画認定

(3) 施行期日

令和2年1月1日